

家 畜 衛 生 行 政 の 現 状

大倉達洋[†]（農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 家畜防疫
対策室長）



1 はじめに

畜産の振興を図り、国民に安全な畜産物を安定的に供給するため、家畜衛生は必須の取組であり、その取組を適切に行うためには、さまざまな制度の枠組みの中で、獣医師や畜産農家のみならず関連事業者や団体、研究者など多くの関係者の協力が重要である。特に家畜に大きな被害を与える伝染性疾患の予防やまん延防止の対策は、殺処分や移動制限といった行政措置を講じてコントロールしなければならないし、効果的に実施するための支援策も必要となる。これらの対策の内容は、畜産の規模拡大や流通の変化、疾病の流行状況などに応じて随時見直しを図りつつ、畜産現場で実践されることとなるが、これら行政措置の企画立案、調整、執行、調査研究といったそれぞれの役割を多くの獣医師が担っている。

動物衛生課では、家畜衛生に関する情報収集・周知、防疫措置や支援策の企画立案、国内外の関係機関との調整など幅広い業務を担当している。

本稿では、最近の家畜衛生をめぐる状況を交えつつ、主要な家畜伝染病に関する動物衛生課の取組を中心に紹介したい。

2 高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の防疫対応

(1) 高病原性鳥インフルエンザの発生状況と感染拡大防止対策

高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）については、2022年度シーズンは過去最多となる26道県で84事例の発生が確認され約1,771万羽が殺処分対象となり、2023年度シーズンも昨年11月25日に佐賀県で1例目が確認されて以降、2024年1月5日時点で6県6事例の発生が確認されている。また、野鳥においても、昨年10月4日に北海道で回収された死亡野鳥での感染が確認されて以降、昨年12月31日時点で21都道府県82事例が確認されている。特に、鹿児島県出水市をはじめ

とする大規模な渡り鳥の飛来地周辺で野鳥等におけるHPAIウイルスの検出事例が継続して確認されていることから、都道府県や関係機関と連携し、渡り鳥の飛来地周辺を含め全国の養鶏農家への注意喚起に努めているところである。過去は数年おきに散発的な発生となっていた家きんでのHPAIの発生が、2020年度以降は4シーズン連続で確認されており、その発生予防及びまん延防止の徹底が喫緊の課題となっている。

海外に目を向けると、2020年以降世界規模でHPAIの発生が拡大しており、2023年度シーズンは南米でも発生が報告されている。近年の欧米における同病の発生の特徴として、従来、主に秋から春を中心としていた発生が、夏以降も継続して確認されていることが挙げられる。特に、一昨年の夏季には、広範囲かつ大規模な感染事例が継続して確認された。

このような状況を踏まえ、農林水産省では、年間を通して飼養家きんの異状の早期発見・早期通報の徹底をお願いするとともに、農場においてHPAIが発生した場合に迅速かつ円滑な初動対応が行われるよう、防疫資材の備蓄、防疫計画の事前立案、埋却地等及び関係機関との連携体制の確保について、改めての確認を呼び掛けている。

農場にHPAIウイルスが侵入した要因について、農林水産省により設置された専門家チームが昨年7月に取りまとめた昨シーズンの疫学調査報告書や今シーズンの4例目までの疫学調査結果などでは、長靴の交換等の衛生対策の不備、家きん舎の破損等によるネズミ、ネコ等の小型野生動物の侵入が可能性として挙げられているほか、入気口対策の必要性も指摘されている。こうした結果を踏まえ、各農場において、農場従業員を含めた家きん飼養者が意識を高く持ち、飼養衛生管理を徹底するとともに、農場に出入りするすべての関連事業者にも徹底することが重要である。

(2) 豚熱の発生状況と感染拡大防止対策

豚熱については、2018年9月に国内で26年ぶりとなる発生が確認されて以降、2024年1月1日までに20都

[†] 連絡責任者：大倉達洋（農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 家畜防疫対策室）

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1

☎ 03-3502-8292 FAX 03-3502-3385

E-mail : tatsumi_okura040@maff.go.jp

県で89事例の発生が確認されている。特に昨年は8月に佐賀県において九州では2018年以降初めてとなる豚熱の発生が確認され、茨城県及び兵庫県でのワクチン接種農場における発生と合わせ、3県4事例が発生した。

また、野生イノシシにおいては、昨年11月末時点で青森県、千葉県及び岡山県を除く本州全域並びに愛媛県を除く四国全県の34都府県で豚熱感染が確認されている。佐賀県の飼養豚で豚熱が発生したことを受け、発生農場の周辺10キロ域内で防疫作業終了後28日以内に100頭以上の捕獲された野生イノシシ及び死亡した野生イノシシの検査を実施するとともに、沖縄県を除く九州全域において、昨年9月から12月までを検査強化期間とし、検査の推進を行ったが、昨年12月末日時点では、野生イノシシの感染は確認されていない。

昨年10月に開催された疫学検討会では、佐賀県における豚熱の発生について、発生農場周辺で野生イノシシの感染が認められておらず、ウイルスが中国地方西部由来と考えられることから、①近隣で野生イノシシの感染が確認されていない地域でも、農場への侵入防止のための衛生対策・野生動物対策を徹底、②近隣農場間での伝播を防ぐため、平常時から地域内の農場や飼料運搬会社、と畜場等の養豚関係者が一体となった地域ぐるみでの防疫体制の構築、③野生イノシシの感染確認地域及び未確認地域の両方での野生イノシシ対策の徹底等を行うことの重要性が指摘された。

豚熱ワクチン接種については、課題となっていた打ち手の確保に対応し、豚熱ワクチンが適期に適切に接種可能となる体制整備を図るために、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表)を2022年12月に一部変更し、家畜防疫員や知事認定獣医師に加え、飼養衛生管理者による接種が可能となる体制を整備したところである。本制度も活用して、昨年8月の佐賀県での豚熱の発生を受け、国内の約3分の1の豚が飼養されている九州全域での豚熱ワクチン接種は、昨年12月中に初回接種を完了することができた。

また、野生イノシシ対策としては、豚熱陽性イノシシを介した養豚農場への豚熱ウイルス侵入を防ぐため、飼養衛生管理基準の遵守徹底を推進し、防護柵等の設置を支援するとともに、豚熱経口ワクチンの効果的かつ効率的な散布のために散布方法の見直し等を行った。また、佐賀県の飼養豚での発生を踏まえ、九州の野生イノシシにおいて、豚熱が確認された場合、経口ワクチンを速やかに散布するため、県協議会の設立や実地演習の開催等による体制整備を進めている。さらに、山口県で野生イノシシへの豚熱の感染が確認された事例では、豚熱ウイルスの人為的な長距離伝播が示唆されていることから、野生動物間だけでなく、人や物を介した豚熱ウイルスの伝播防止対応として、市民における交差汚染防止の

取組について、マンガ資料やウェブ動画配信等を通じた周知を推進している。

引き続き、豚熱の清浄化に向け、飼養衛生管理基準の徹底、適時・適切なワクチン接種、野生イノシシ対策等の推進により、豚熱の発生予防及びまん延防止に取り組んでいくので、関係者皆様のご理解・ご協力をお願いしたい。

(3) 農場の分割管理、飼養衛生管理の向上

農林水産省としては、HPAIの発生について、昨シーズンは過去最多の殺処分羽数となり、鶏卵の需給にも影響が出たことを受け、殺処分の減少が期待できる農場の分割管理について取組の活用を図ることとしている。これは、施設及び飼養管理を分けることにより農場を複数に分割し、別農場として取り扱うことで、仮に一つの農場で本病が発生しても、殺処分を当該農場に限定できる可能性があるという取組であり、昨年9月には農場の分割管理を行う際の留意事項等を記載したマニュアルを公表した。また、養豚生産の実態に即した効率的な農場分割についても検討を進める予定である。

さらに、前述の疫学調査の結果を踏まえ、ウイルスに汚染されている恐れのある野鳥の糞や粉じん等が入り口から侵入することを防ぐためのフィルターや細霧装置の設置の検討、野鳥対策として、農場周辺のため池等における水抜き、防鳥ネットや忌避テープの設置の検討について指導を行っている。令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算の消費・安全対策交付金において、農場の分割管理に要する追加的な費用、フィルター・細霧装置の設置のための費用、農場周辺のため池等での対策に要する費用への支援を措置している。

(4) 埋却地や焼却施設の確保

HPAIや豚熱が発生した際は感染拡大防止のために速やかな防疫措置が必要であり、殺処分を行った家畜の処理に必要な埋却地や焼却施設については、家畜の所有者が自ら確保すべきものとなっている。一方で、防疫措置において、死体等の埋却処分を実施した後に消石灰等が漏出した事例や、当初予定していた埋却候補地に埋却できず急きょ焼却したり別の場所に埋却した事例など、事前に確保した埋却地が活用できない事例があった。死体等の埋却については、家畜伝染病予防法施行規則等において、水源や河川に近接しない場所で実施することとされており、埋却に適した土地を確保することが重要である。また、死体処理の選択肢の一つとして、焼却も活用できることから、埋却時の不測の事態に備え、あらかじめ焼却施設や管轄する市町村等と調整し、発生時に焼却施設が活用できる体制を確保しておくことも円滑な防疫措置のために必要と考えている。都道府県にお

かれては、実際に埋却地や焼却施設を使用することを想定し、適切な処理体制が確保されるよう指導を徹底していただくようご協力をお願いしたい。

3 海外におけるアフリカ豚熱及び口蹄疫の発生状況とわが国の対策

アフリカ豚熱は、2007年のジョージアでの報告以降、ユーラシア大陸で発生地域が急拡大し、2018年8月にはアジアで初めて中国に侵入して以来アジアのほとんどの地域に拡大し、東アジアで発生のないのは日本と台湾のみとなっている。また、口蹄疫については、昨年にも中国と韓国で発生が確認されるなど、アジア近隣諸国で継続的に発生している。

このように世界各地で継続的にアフリカ豚熱や口蹄疫の感染が確認されている中、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る入国制限が撤廃され、昨年8月からは中国政府が日本への団体旅行を解禁するなど、今後ますますわが国への入国者数の増加が見込まれることから、わが国へのアフリカ豚熱や口蹄疫の侵入リスクはより一層高まっていると考えている。

アフリカ豚熱や口蹄疫といった畜産業に甚大な影響を与える越境性動物疾病の海外からの侵入を防止するため、家畜防疫官は、入国者の携帯品の肉製品等の有無について質問・検査を行うとともに、発見された肉製品等は所有者の同意なく廃棄できることとなっている。また、検疫探知犬については、2020年度末から140頭体制となり、地方空港も含め、違法に肉製品等が持ち込まれるリスクが高いアジア諸国からの到着便への対応が可能となっている。

国際郵便物の検査については、検疫探知犬による探知活動等により肉製品等を内包している疑いがあるとされた郵便物に対して、日本郵便の職員の立会いの下、開披検査を実施し、違法な肉製品等を家畜防疫官が廃棄している。引き続き、関係各所と連携し、検査時間の拡大や検査場所の拡充等に取り組み、国際郵便物に対する検査を強化していく。

また、関係省庁や航空会社の協力を得ながら、海外における情報発信や日本に到着する国際線の機内におけるアナウンス等の広報活動を実施し、違法に肉製品等を日本に持ち込ませないための取組を強化している。

アフリカ豚熱がわが国内に侵入した場合に早期発見ができるよう、都道府県における検査体制を整備し、飼養豚での病性鑑定時の検査に加え、捕獲した野生イノシシまたは死亡した野生イノシシを対象とした検査の強化を進めるとともに、野生イノシシにおけるアフリカ豚熱対応のために、野生イノシシの死体搜索や処理等防疫措置の具体化のための指針作成や防疫対応に必要な人材の育成・強化に向けた実地演習等を実施するための事

業を進めている。さらに、令和5年度補正予算において、野生イノシシにおけるアフリカ豚熱防疫措置に必要な電気柵や納体袋等の特殊な防疫資材の備蓄を措置している。また、飼養衛生管理基準における野生動物侵入防止対策の義務化をはじめ、農場における防護柵の設置等による野生イノシシの農場への侵入防止対策を進めている。さらに、人の移動や食品残さを通じた感染拡大を防ぐため、自然公園やキャンプ場の利用者等に向けた靴底洗浄の徹底等の注意喚起やゴミの放置防止等の対策も関係省庁と連携して実施している。

4 国際協力による越境性動物疾病対策

世界中で甚大な被害をもたらしているHPAIやアフリカ豚熱等の越境性動物疾病の発生予防・まん延防止のため、国際的に協力して対応する必要性がこれまで以上に高まっている。また、最近では、ランピースキン病が韓国で初めて確認されるなど、これまでわが国周辺で確認されていなかった疾病についても、早期警戒や情報収集の観点から近隣国と連携することが求められている。

わが国は、WOAHやFAO(国連食糧農業機関)等の国際機関を通じた活動や二国間、多国間の枠組みを通じて、情報共有や国際連携の強化を図っている。特にWOAHに対しては、財政的・人的支援を長年行ってきており、わが国がホストするWOAHアジア太平洋地域代表事務所と緊密に連携してアジア地域の動物衛生に関する諸課題の解決を図ることにより、わが国への疾病侵入リスクの低減や畜産物の輸出入環境の整備等に寄与している。

5 戦略的な畜産物の輸出入への取組

2022年から2023年にかけては世界的にもHPAIが多く発生した。HPAIに感染した生きた家きんや家きん肉は感染源となりうることから、わが国は基本的にHPAIの発生国からの生きた家きん(初生ひな)、家きん肉及び卵の輸入を停止している。一方で、これら製品の安定供給のため、発生した地域(州、県等)のみ輸入停止する地域主義の考え方を導入し、発生国であっても清浄な地域からの輸入を継続できるような条件を輸出国との協議の上、設定している。また、発生後、輸入再開までこれまでは90日経過することを条件としていたが、潜伏期間を考慮したWOAHの議論を踏まえ、輸出国との協議を順次行い28日への短縮を進めている。今後とも、わが国へのHPAIの侵入防止に万全を期すとともに、安定的な輸入が可能となるよう取り組んでまいりたい。

政府の農林水産物・食品の輸出額目標は、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円としているが、2023年の輸出額は10月時点で年間1兆1千億円を超え、前年同期比4.1%増と着実に伸びている。畜産物について

も、鶏卵では、国内需給のひっ迫による輸出余力の減少等により 682 億円（前年同期比 36.6%減）と減少しているものの、その他の品目は引き続き大きな伸びをみせている。更なる輸出拡大に向け、農林水産業の持続的な発展に寄与する可能性が高い品目として、台湾向け牛肉の月齢撤廃やフィリピン向け鶏卵の輸出解禁等に係る協議に優先的に取り組んでいる。

加えて、国内で家畜疾病が発生した場合には、これまでと同様に、輸出先国に対する丁寧な状況の説明に努め、疾病発生地域以外からの輸出の継続や輸出停止の迅速な解除を実現するよう努めてまいりたい。そのためには、日本の家畜衛生に対する輸出先国からの信頼を維持することが何よりも重要となる。生産者をはじめ、関係者の皆様には飼養衛生管理の徹底等を改めてお願いしたい。

6 おわりに

以上述べてきたように、日本の家畜衛生を取り巻く環

境はめまぐるしく変化しており、HPAI や豚熱等の防疫対応だけでなく、従来からある BSE 対策としての死亡牛サーベイランスや、ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫といった慢性疾病対策などの対応もあり、家畜衛生分野の業務量や責任の重さは年々増している。家畜衛生行政の中心的な役割を担う都道府県の獣医師の人員確保のため、業務の負担軽減や処遇改善も重要な課題となっているが、家畜衛生行政は畜産振興や畜産物の安定供給の根幹を支えるというやりがいのある分野でもありと考えており、皆様と共に獣医師としての専門性を活かした充足感の得られる環境作りを進めていきたいと思っている。

動物衛生課では引き続き、生産者、自治体及び関係者の皆様からのご意見に耳を傾けながら、家畜伝染性疾病のわが国への侵入防止及びまん延防止に取り組み、畜産の振興と国民への安全な畜産物の安定供給に貢献していくので、皆様の家畜衛生行政の推進に対する一層のご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。